

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月 8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋内弁グランド部漏えい処理系の復水器用冷却水配管に設置されている安全弁にシートリーク（6リットル/分程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉建屋大物搬入口ホイス（B）用フックの吊り荷の外れ防止用具取付け部に損傷が認められたため、当該フックを交換	D	
3	3号機	主蒸気隔離弁室の天井部に設置された照明設備（水銀灯及び電線管）が脱落しているため、当該設備を修理	D	
4	4号機	タービン建屋給水加熱器室内弁グランド部漏えい処理系の第3給水加熱器用漏えい計量管のレベル高を示す警報が頻発しているため、レベル検出器を点検・修理	D	
5	4号機	廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（B）のメカニカルシール部より水の飛散が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	5号機	復水脱塩塔再循環ポンプのメカニカルシール部より水のリーク（1滴/30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	5号機	タービン建屋換気空調系電気品室内空調機（A）のベルト部に異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	タービン建屋換気空調系電気品室内空調機（B）の制御スイッチを「入」にしても起動しないため、当該空調機の制御回路を点検・修理	D	
9	5号機	主復水器水室（A1）出口の冷却水温度の指示値異常が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
10	6号機	タービン補機冷却系ポンプ（A・B・C）の入口圧力計及び同系ポンプ（B）の出口圧力計の点検において、当該圧力計テスト弁（計4台）に詰まりが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）用潤滑油計装ラックの中継端子箱の蓋開閉ハンドル固定用ボルト部に折損が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
12	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）の軸シール水温度調節器の点検において、出力ゲージ取付用のねじ込み部に亀裂が認められたため、当該部を交換	D	
13	6号機	第1給水加熱器（B・C）用レベル制御弁駆動部（2台）の点検において、内部部品のロータリーシャフトに摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	
14	6号機	第5給水加熱器（A）用レベル制御弁駆動部の点検において、内部部品の計器に指示値不良が認められたため、当該部品を交換	D	
15	6号機	空気抽出器駆動用蒸気の入口圧力調整弁駆動部の点検において、シリンダ下部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
16	6号機	主蒸気逃し安全弁の作動制御用圧力スイッチの点検において、計器精度外れが認められたため、当該圧力スイッチを交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	非常用電気品室内空調温度監視計器の配線が設計図書（制御装置展開接続図）の記載内容と相違しているため、対応検討	D	
18	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット補機冷却海水ポンプ（A）の点検において、軸受外枠付属の補修リングに変形及び損傷が認められたため、当該リングを交換	D	
19	6号機	弁グランド部漏えい処理系の点検において、弁本体からグランドリーク水止弁までの排水配管（4箇所）に詰まりが認められたため、当該配管を交換	D	
20	6号機	主タービン主蒸気止め弁（1・4）の浸透探傷検査において、弁箱内整流板溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
21	6号機	主タービン湿分分離器（A）の浸透探傷検査において、溶接部に指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
22	6号機	第4給水加熱器（A）用レベル制御弁の浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該弁体を交換	D	
23	6号機	原子炉補機冷却系への防錆用薬液注入作業において、「タービン補機冷却系への薬液注入作業を行うもの」との思い違いにより、本来、開操作すべき弁を操作せず、タービン補機冷却系に薬液を注入したため、対応検討	C	
24	集中環境施設	可燃性雑固体焼却炉（A）の主燃焼バーナーの燃料（軽油）配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
25	集中環境施設	高温焼却炉室冷却コイルの冷水配管用ドレン配管（2箇所）に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
26	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液収集ポンプ（A）の出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
27	集中環境施設	プロセス主建屋3階廃棄物処理エリア用排風機室へ入室する際、遮蔽扉の鍵を折損させたため、当該鍵を交換	D	
28	集中環境施設	サイトバンカプール協作業台上のホイスト操作スイッチ装置の非常停止用押しボタンに破損が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで